

武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会

事例報告

2022. 2. 9

弁護士 久保田 聡

1 選任の経緯

2020年6月、自宅近隣住民から「異臭がする」との連絡があり、自宅で倒れているところを発見された。救急搬送後、某市が緊急事務管理として対応。

元妻（キーパーソン）とは約10年前に離婚。推定相続人は娘2人。

本人は、意思表示はできるものの切除不可能な形でガン細胞が広がっており、病院から住宅型有料老人ホームに入所。

施設費を支払うために定期預金の解約が必要となり、保佐申立て（某市社協による本人申立ての形）。

2 初動

（1）本人名義の銀行口座に保佐人登録。定期預金を解約して普通預金に組み入れ、施設費を支払うため。

コロナ禍で窓口受付を制限しており、予約が3週間以上先になる。

（2）「ゴミ屋敷」となった自宅室内の片づけ（業者の手配）

（3）自宅片づけ後、賃貸借解約手続と滞納家賃の支払い

（4）車の売却と駐車場契約の解約

（5）個人事業主のため、売掛・買掛金等の把握

（6）作業用工具等の処分（本人の同僚が尽力）

（７）相続関係

本人が救急搬送された直後の７月に母親が他界し、相続人は本人と本人の弟の２人。

しかし、弟は精神科に入院しており、本人の元妻が母の通帳印鑑や弟の通帳を保管。

弟の入院先からおこづかいを入金するよう再三の督促、ゴミ屋敷とになっている実家近隣から苦情ありとの情報。

弟に成年後見人が就かなければ話が進まないにもかかわらず、現地の役所では首長申立ての見込みなし。

３ 連携のヒント

（１）財産関係（預金の解約、引出し）

登記事項証明書がないと進められない。登記取得まで約４週間。

さらに、コロナ以降は多くの金融機関窓口が予約制となっている。

（２）身上関係

- ・やむ措置、老健、入院（退院見込み）の場合、施設探し
- ・在宅であればサービスの契約

→弁護士の場合は、個人の伝手による。

自治体、福祉機関のネットワークを利用したい

（３）課題の引継ぎ

- ・本件では課題のほとんどを引継カンファ時に引き継ぐことができた。

最初に全体像が見えると後見等の中長期的な見通しや初動の優先度を把握しやすい。

以 上